火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）新旧対照表（抄）

新	旧
目次 第一章から第七章まで（現行のとおり） 第七章の二　消防設備業（第五十五条の五の五―第五十五条の五の八） 第七章の三　優良防火対象物認定表示制度（第五十五条の五の九―第五十五条の五の十四） 第八章から第十章まで（現行のとおり） 付則	目次 第一章から第七章まで（略） 第七章の二　消防設備業（第五十五条の五の五―第五十五条の五の八） 第八章から第十章まで（略） 付則
（目的） 第一条　この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。
第二条から第五十五条の五の二まで（現行のとおり） （住宅火災の予防） 第五十五条の五の三（現行のとおり） 2（現行のとおり） 一（現行のとおり）	第二条から第五十五条の五の二まで（略） （住宅火災の予防） 第五十五条の五の三（略） 2（略） 一（略） 二　住宅において発生した火災を感知し警報を発する機械器具（以下「住宅用火災警報器」という。）又は設備の設置及び維持管理

二　防炎性を有する寝具、衣類、カーテン及びじゅうたんその他の物品の使用

三　前二号に掲げるもののほか、住宅の防火性能を向上させるために必要な措置

（住宅用火災警報器の設置等）

第五十五条の五の四　住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。）の関係者は、規則で定める基準に従い、住宅において発生した火災を感知し警報を発する機械器具で規則で定めるもの（以下「住宅用火災警報器」という。）を設置し、及び維持しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用火災警報器を設置しないことができる。

一　住宅用火災警報器を規則で設置し、及び維持しなければならないとされる住宅の部分（以下この項において「設置維持義務部分」という。）にスプリンクラー設備（標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を第三十九条又は令第十二条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二　設置維持義務部分に自動火災報知設備（令第二十一条第三項の規定によりスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備を設置し

三　防炎性を有する寝具、衣類、カーテン及びじゅうたんその他の物品の使用

四　前三号に掲げるもののほか、住宅の防火性能を向上させるために必要な措置

（住宅用火災警報器の設置等）

第五十五条の五の四　住宅の建築主（建築基準法第二条第十六号に規定する建築主をいう。以下同じ。）は、住宅を新築し、又は改築しようとするときは、規則で定める基準に従い、当該住宅に住宅用火災警報器を設置しなければならない。ただし、第四十一条若しくは令第二十一条に定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置したとき（同条第三項の規定によりスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備を設置した場合を含む。）又は住宅用火災警報器に類する機械器具若しくは設備で住宅用火災警報器（この項本文の規定で定める基準に従い設置されたものに限る。）と同等の性能を有するものを設置したときは、この限りでない。

2　住宅用火災警報器を製造し、又は販売する者（以下「製造者等」という。）が当該住宅用火災警報器の有する性能を確認する目的で行う試験（消防総監が定める試験基準によるものに限る。以下この条において「性能試験」という。）を実施する場合で、製造者等の申出があつたときは、消防総監は、消防職員を当該性能試験に立ち会わせることができる。

た場合を含む。)を第四十一条又は令第二十一条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

三　設置維持義務部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第三条第二項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

四　設置維持義務部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第二項第三号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

五　設置維持義務部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第三条第二項第四号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

六　前各号に定めるもののほか、住宅用火災警報器に類する機械器具又は設備で住宅用火災警報器(規則で定める基準に従い設置されたものに限る。)と同等の性能を有するものを設置したとき。

3　製造者等は、性能試験（消防職員が立ち会うものに限る。）を実施した場合は、規則で定めるところにより、その旨を消防総監に届け出ることができる。

4　消防総監は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る住宅用火災警報器の性能試験の結果、当該住宅用火災警報器が規則で定める性能（以下「指定性能」という。）を有することを確認したときは、その旨を当該製造者等に通知するものとする。

5　製造者等は、前項の規定による通知を受けたときは、消防総監が定めるところにより、当該住宅用火災警報器に指定性能を有するものである旨の表示を付することができる。

3　消防総監は、必要と認めるときは、現に販売され、又は設置されている住宅用火災警報器の性能について調査することができる。

4　前項の規定による調査を行うに当たつては、消防総監は、調査しようとする住宅用火災警報器を販売する者又は調査しようとする住宅用火災警報器が現に設置されている住宅の所有者若しくは占有者の同意を得なければならない。

第五十五条の五の五から第五十五条の五の八まで（現行のとおり）

第七章の三　優良防火対象物認定表示制度

（優良防火対象物認定証の表示）

第五十五条の五の九　令別表第一に掲げる防火対象物で規則で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物が防火上優良な防火対象物（以下「優良防火対象物」という。）であるものとして消防署長の認定を受けたときは、当該認定を受けたことを証明する表示（以下「優良防火対象物認定証」という。）を付することができる。

（優良防火対象物の認定）

第五十五条の五の十　前条の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより消防署長に申請しなければならない。

2　消防署長は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該申請に係る防火対象物が規則で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかどうかについて審査及び検査を行い、当該防火対象物が

6　消防総監は、前項の規定により表示を付した住宅用火災警報器について、必要と認めるときは、製造者等の同意を得て、当該製造者等の事業所等において当該住宅用火災警報器の性能を確認することができる。

7　何人も、消防総監により指定性能を有することが確認された住宅用火災警報器でなければ、第五項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

8　消防総監は、必要と認めるときは、現に販売され、又は設置されている住宅用火災警報器の性能について調査することができる。

9　前項の規定による調査を行うに当たつては、消防総監は、調査しようとする住宅用火災警報器を販売する者又は調査しようとする住宅用火災警報器が現に設置されている住宅の所有者若しくは占有者の同意を得なければならない。

第五十五条の五の五から第五十五条の五の八まで（略）

認定基準に適合していると認めるときは、当該防火対象物を優良防火対象物として認定しなければならない。

3　消防署長は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

4　消防総監及び消防署長は、第二項の規定により認定した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

5　何人も、前条に規定する場合を除くほか、同条の表示を付してはならず、又は同条の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

6　消防総監は、優良防火対象物認定証の表示の方法等について定め、認定基準とともに公表するものとする。

（認定の失効）

第五十五条の五の十一　前条第二項の規定による認定を受けた防火対象物（以下「認定優良防火対象物」という。）について、次のいずれかに該当することとなつたときは、当該認定は、その効力を失う。

一　当該認定を受けてから二年が経過したとき。

二　申請者に変更があつたとき。

2　前項第二号に該当する場合においては、申請者は、速やかに、規則で定めるところにより消防署長に届け出なければならない。

（表示の除去・消印命令）

第五十五条の五の十二　消防署長は、防火対象物で第五十五条の五の九の規定によらないで同条の表示が付されているもの又は同条の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

2　消防総監及び消防署長は、前項の規定により表示を除去し、又はこれ

に消印を付するべきことを命じた場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（変更の申請）

第五十五条の五の十三　申請者は、認定基準に定める事項に係るものを変更しようとする場合は、変更しようとする日の七日前までに規則で定めるところにより消防署長に申請しなければならない。この場合の手続等については、第五十五条の五の十第一項から第四項までの規定を準用する。

（認定の取消し）

第五十五条の五の十四　消防署長は、認定優良防火対象物について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。

一　偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

二　認定基準に適合しないことが判明したとき。

三　法第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項、第十一条の五第一項、第十二条第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項、第十三条の二十四第一項、第十四条の二第三項、第十六条の三第三項、第十六条の六第一項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が法若しくは法に基づく命令、この条例又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたとき。

2　消防署長は、前項の規定による取消しをしたときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

3　消防総監及び消防署長は、第一項の規定により認定を取り消した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければなら

ない。

第五十五条の六から第六十一条の二まで（現行のとおり）

（住宅用火災警報器の設置の届出）

第六十一条の三　第五十五条の五の四第一項の規定により住宅用火災警報器を設置した場合において、新築し、又は改築した住宅の関係者は、規則で定めるところにより、その旨を消防署長に届け出なければならない。

第六十二条から第六十七条まで（現行のとおり）

第六十七条の二（現行のとおり）

一（現行のとおり）

二　第五十五条の五の十第五項の規定に違反した者

三　第五十五条の五の十二第一項の規定による命令に違反した者

四　第五十六条の二第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して防火対象物を使用した者

五　第五十七条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して火気使用設備等を設置し使用した者

六　第五十八条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いをした者

七　第五十八条の三第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した者

八　第六十条の規定による届出をしないで、同条第二号に掲げる行為をした者

第五十五条の六から第六十一条の二まで（略）

（住宅用火災警報器の設置の届出）

第六十一条の三　第五十五条の五の四第一項の規定により住宅用火災警報器を設置した住宅の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を消防署長に届け出なければならない。

第六十二条から第六十七条まで（現行のとおり）

第六十七条の二（略）

一（略）

二　第五十七条第一項に規定する届出をしないで、同項第十号に掲げる設備を掲揚し、又は係留した者

三　第六十条に規定する届出をしないで、同条第二号に掲げる行為をした者

九　第六十二条の届出を怠つた者
第六十八条（現行のとおり）
別表第一から別表第七まで（現行のとおり）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十五条の五の九から第五十五条の五の十四まで及び第六十七条の二の改正規定　平成十八年十月一日

二　第五十五条の五の四第二項第三号から第五号までの改正規定　平成十九年四月一日

（経過措置）

2　この条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第五十五条の五の四及び第六十一条の三の規定は、施行日（第五十五条の五の四第二項第三号から第五号までの規定にあっては、平成十九年四月一日。以下この項において同じ。）以降の住宅の新築又は改築（以下「新築等」という。）の工事に係る住宅用火災警報器の設置及び維持に適用し、同日前において工事が行われ、又は工事中の新築等の住宅に係る住宅用火災警報器の設置及び維持に関するこれらの規定の適用について、平成二十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　施行日以降の住宅の新築等の工事に係る住宅用火災警報器を除き、平成二十二年三月三十一日までの間において設置された個々の住宅用火災警報器（この条例による改正前の火災予防条例第五十五条の五の四第一項の規則で定める基準に適合するものに限る。）については、それぞ

四　第六十二条の届出を怠つた者
第六十八条（略）
別表第一から別表第七まで（略）

れ新条例第五十五条の五の四の規定により設置された住宅用火災警報器とみなす。

4　新条例第五十五条の五の九に規定する優良防火対象物認定証を表示しようとする者は、平成十八年十月一日前においても、新条例第五十五条の五の十第一項から第三項までの規定の例により、消防署長の認定を受けることができる。この場合において、当該認定の効力は、同日から生ずるものとする。